

1-1 さぬき市防災会議条例

平成14年さぬき市条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、さぬき市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) さぬき市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定に基づき、さぬき市水防計画について調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関のうち市長が指定するものの職員のうちから当該指定地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 香川県の職員のうち香川県知事が指名する者
 - (3) 市の区域を管轄する警察署の長又はその長が指名する者
 - (4) 市副市長
 - (5) 市の職員
 - (6) 市教育委員会教育長
 - (7) 大川広域消防本部消防長又はその指名する者
 - (8) 市消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうち市長が指定するものの職員のうち当該機関の長が指名する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうち市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(さぬき市水防協議会条例の廃止)

2 さぬき市水防協議会条例（平成14年さぬき市条例第19号）は、廃止する。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表水防協議会の委員の項を削る。

附 則（平成24年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 さぬき市災害対策本部条例

平成14年さぬき市条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、さぬき市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部の設置)

第4条 災害対策本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第35号)

この条例は公布の日から施行する。

1-3 さぬき市防災行政無線施設条例

平成22年さぬき市条例第7号

(設置)

第1条 災害等非常緊急時における防災情報の通報及び日常の行政事務等に関する情報を迅速かつ的確に伝えることにより、本市の防災体制の確立と住民福祉の増進に資するため、さぬき市防災行政無線施設（以下「防災行政無線」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系 同報通信方式により、親局からの情報を屋外拡声子局及び戸別受信機を通じて一斉に伝達する通信系統をいう。
- (3) 移動系 単信方式及び複信方式により基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で通話を行う通信系統をいう。
- (4) 親局 同報系の通信の運用を総合的に管理、統制するために設置する無線局をいう。
- (5) 遠隔制御装置 有線回路により、親局を操作して、屋外拡声子局及び戸別受信機に情報を送る装置をいう。
- (6) 非常用親局装置 可搬型で、屋外拡声子局に情報を送る装置をいう。
- (7) 中継局 電波を市内全域に有効に送るための中継設備をいう。
- (8) 簡易中継局 電波を市内全域に有効に送るための簡易型の中継設備をいう。
- (9) 屋外拡声子局 同報系の無線送受信設備で、親局からの電波を受けて、拡声装置により情報を伝達するため屋外に設置するものをいう。
- (10) 戸別受信機 同報系の無線受信装置で、屋内に設置するものをいう。
- (11) 統制局 移動系の無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (12) 基地局 陸上移動局との通信を行うために開設する、移動しない無線局をいう。
- (13) 陸上移動局 車載型、携帯型及び半固定型で、主に陸上を移動して通信を行う無線局をいう。

(構成)

第3条 防災行政無線は、同報系無線及び移動系無線の2系統により構成する。

(種類及び設置場所等)

第4条 防災行政無線の種類及び設置場所は、次のとおりとする。

(1) 同報系無線

種類	設置場所
親局	さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所内
遠隔制御装置	さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所内
非常用親局装置	市内において市長が必要と認める場所
中継局	さぬき市鴨庄4464番地2
簡易中継局	さぬき市大川町田面765番地1 さぬき市多和青木3番地1

種類	設置場所
屋外拡声子局	市内において市長が必要と認める場所
戸別受信機	市内において市長が必要と認める場所

(2) 移動系無線

種類	設置場所
統制局	さぬき市志度5385番地8 さぬき市役所内
基地局	さぬき市鴨庄4464番地2 さぬき市大川町田面765番地1 さぬき市多和青木3番地1
陸上移動局	公用車及び市長が必要と認める箇所

(業務)

第5条 防災行政無線の業務は、次のとおりとする。

(1) 同報系無線

- ア 災害予防、非常災害その他緊急事項の伝達
- イ 市の公示事項及び広報事項の伝達
- ウ その他市長が必要と認める事項の伝達

(2) 移動系無線

- ア 非常災害その他緊急事項の通信
- イ 日常行政事務の合理化、迅速化に関する通信
- ウ その他市民の福祉に関する通信

(業務区域)

第6条 防災行政無線の業務を行う区域は、さぬき市全域とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災行政無線の管理運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第22号）

この条例中第1号の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第4号）

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、さぬき市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し円滑な通信の確保を図るため、さぬき市防災行政無線施設条例(平成22年さぬき市条例第7号。以下「条例」という。)に基づき設置する防災行政無線施設の管理及び運用について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線従事者 無線設備の操作を行う者をいう。

(2) 統制 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切り替え、通話中の通信切断、割込み、通信取扱順序の指定等の制限を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(無線局の総括管理者)

第3条 無線局に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第4条 無線局に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

3 管理責任者は、総務部総務課危機管理室長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第5条 無線局に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行い、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、総務部総務課危機管理室の職員のうち、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(管理者)

第6条 陸上移動局及び遠隔制御装置を設置している部署又は機関に管理者を置く。

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署又は機関に設置した無線局又は遠隔制御装置の管理及び監督の業務を所掌するものとする。

3 管理者は、当該部署若しくは機関の長又は長が指名した者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため、必要な無線従事者を選任し配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。

4 無線従事者を選任又は解任したときは、遅延なく総務大臣に届け出なければならない。

(無線従事者の職務)

第8条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌の記載を行うものとする。

(主任無線従事者)

第9条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った無線従事者を配置することが困難な場合、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者(以下「主任無線従事者」という。)を選任して無線設備の操作の監督をさせ、無線局の運用を行わせることができる。

2 主任無線従事者を選任又は解任したときは、遅延なく総務大臣に届け出なければならない。

(主任無線従事者の職務)

第10条 前条により選任された主任無線従事者は、次の職務を誠実に行わなければならない。

(1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練(実習を含む。)の計画を立案し、実施すること。

(2) 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。

(3) 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成の監督をすること(記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、無線局の無線設備の操作の監督に関し必要と認められる事項

(無線取扱者)

第11条 無線取扱者は、無線局の運用に携わる無線従事者以外の職員とする。

2 無線取扱者は、主任無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行うものとする。

(通信の原則)

第12条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

(同報系無線の通信種類等)

第13条 同報系無線の通信種類は、次のとおりとし、通信は緊急通信を優先する。

(1) 緊急通信 災害発生の場合等非常時の通信をいう。

(2) 普通通信 緊急通信以外の通信をいう。

2 同報系無線の通信種別は、次のとおりとする。

(1) 一斉放送 親局から全ての屋外拡声子局及び戸別受信機に対して行う放送

(2) グループ放送 親局からあらかじめ登録されているグループの屋外拡声子局及び戸別受信機を選択して行う放送

(3) 個別放送 親局から屋外拡声子局を個別に選択して行う放送

(4) 自局放送 屋外拡声子局からその域内に行う放送

(5) 親局通話 親局と屋外拡声子局との間で行う通話

(移動系無線の通信種類等)

第14条 移動系無線の通信種類は、次のとおりとする。

(1) 一斉通信 統制局から陸上移動局へ一方向で行う通信をいう。

(2) 統制通信 緊急時に統制局が陸上移動局を呼び出すための通信をいう。

(3) 普通通信 統制局と陸上移動局間又は陸上移動局間の通信をいう。

2 移動系無線の通信種別は、次のとおりとする。

- (1) 全一斉通信 全ての陸上移動局に通報する一斉通信
- (2) グループ一斉通信 あらかじめ登録されているグループの陸上移動局を選択して通報する一斉通信
- (3) 同報通信 あらかじめ登録されているグループの陸上移動局を選択し強制切断及び受令確認なしに通報する一斉通信
- (4) 個別統制通信 個別の陸上移動局を選択して行う統制通信
- (5) グループ統制通信 あらかじめ登録されているグループの陸上移動局を選択して行う統制通信
- (6) 個別一般通信 一つの相手局と通話する通常通信
- (7) グループ通常通信 あらかじめ登録されているグループと通話する通常通信
- (8) 内線電話通信 市役所本庁の内線電話と通話する通常通信

3 総括責任者は、移動系無線の通信の円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、通信の統制を行うことができる。

(通信の方法)

第15条 この規程に定めるもののほか、無線局の呼出方法、応答方法その他通信の運用について必要な事項は、別に定める。

(秘密の保持)

第16条 通信業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(備付業務書類)

第17条 無線局に備付けを要する業務書類等は、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2章第7節に定めるところによる。

(無線設備の保全)

第18条 管理責任者は、無線設備の保全のため定期的に無線設備の保守点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

(通信訓練)

第19条 総括責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

- (1) 定期通信訓練
- (2) 防災訓練に併せた通信訓練

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年1月16日から施行する。

(さぬき市行政無線施設（移動系）管理運用規程の廃止)

2 さぬき市行政無線施設（移動系）管理運用規程（平成17年さぬき市訓令第46号）は、廃止する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第5号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

1-5 さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成14年条例第103号

改正 平成14年条例第201号

平成23年条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 「市民」とは、災害により被害を受けた当時、さぬき市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下次条から第11条までにおいて単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、そ

の死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条及び第10条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。この場合において、第7条第1号中「当該死亡者の死亡」とあるのは「当該障害者の障害」と、同条第2号中「令第2条」とあるのは「令第2条の3において準用する令第2条」と、第8条第2項中「遺族」とあるのは「障害者」と読み替えるものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね、1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財

の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 62 年津田町条例第 7 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年大川町条例第 23 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年志度町条例第 26 号)、寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年寒川町条例第 24 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年長尾町条例第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 14 年条例第 201 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年条例第 28 号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第 29 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例第 15 条第 3 項の規定は、令和元年 8 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

1-6 さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成14年規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成14年さぬき市条例第103号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、さぬき市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載

した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

る。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類

- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- (3) 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- (4) 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 62 年津田町規則第 2 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年大川町規則第 7 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 51 年志度町規則第 13 号)、寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年寒川町規則第 6 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 57 年長尾町規則第 18 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 31 年規則第 15 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の前日に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

様式 (略)

1-7 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱

平成21年さぬき市告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において防災資機材購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、さぬき市補助金等交付規則(平成25年さぬき市規則第22号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織)

第2条 この要綱において、「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会等を単位として組織された団体であつて、市長が認めたものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、自主防災組織が防災活動を行うに当たり必要とする初期消火用、情報連絡用、救出救護用、水防用、避難用、訓練用、給食給水用等の資機材及び資機材倉庫(以下「防災資機材」という。)の購入に要する費用とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた自主防災組織については、対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の10分の10以内とし、その限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、自主防災組織資機材購入費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自主防災組織資機材購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があると認めるときは、条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助の対象となつた防災資機材の購入が完了したときは、速やかに自主防災組織資機材購入費補助金事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収証書の写し
- (2) 納品書の写し
- (3) 購入した防災資機材の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織資機材購入費補助金交付確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、市長が指定する請求書を市長に提出するものとする。
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附 則

1 この要綱は、平成21年6月19日から施行する。
2 この要綱の施行前に旧さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱(平成16年3月10日決裁)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年告示第77号)
(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月17日から施行する。
(経過措置)
2 この要綱の施行前に改正前のさぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後のさぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成26年告示第37号)
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
別表(第4条関係)

自主防災組織の加入世帯数	補助限度額
100世帯まで	50,000円
100世帯を超える場合	50,000円 + (100世帯を超える世帯の数 × 500円)

様式(略)

(目的)

第1条 この要綱は、地域の住民によって組織されている自主防災組織等が実施する防災訓練、講習会、研修会等の自主的な防災に関する活動(以下「訓練等」という。)を支援することにより、自主防災組織等の活動の活性化と地域における防災意識の向上を図り、もって大規模災害発生時の減災対策の一助に資することを目的とする。

(対象訓練等)

第2条 支援の対象とする訓練等は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

- (1) 自主防災組織(市に届出がされているものに限る。以下同じ。)が実施する訓練、講習会又は研修会
- (2) 自主防災組織が合同で実施する訓練、講習会又は研修会
- (3) さぬき市連合自治会支会が実施する訓練、講習会又は研修会
- (4) 市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校が実施する防災に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体が実施する訓練、講習会又は研修会

(支援の内容)

第3条 訓練等に対する支援は、市が作成又は購入する次に掲げる物品の提供により行うものとする。

- (1) 訓練等で使用するパンフレット等の啓発資料
- (2) 訓練等で使用する非常用食料品
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める訓練等で使用するための消耗品等

(支援の対象外)

第4条 訓練等の内容が次に掲げる場合に該当するときは、支援の対象としないものとする。

- (1) 訓練等を実施する自主防災組織等が作成又は購入する物品について、補助金等金銭による支援を受けようとするとき。
- (2) 訓練等で使用する物品が備品の類と認められるとき。
- (3) 物品の備蓄を目的に支援を受けようとするとき。
- (4) 香川県その他の団体から支援又は補助を受けているとき。

(支援の条件)

第5条 訓練等に対する支援は、当該年度の予算の範囲内で実施するものとする。

2 訓練等に対する支援は、1会計年度1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請手続等)

第6条 訓練等に対する支援を受けようとする自主防災組織等の代表者は、自主防災活動支援申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援を決定し、自主防災活動支援決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、支援する物品を交付するものとする。

(活動報告)

第7条 前条第2項の規定により支援の決定を受けた自主防災組織等の代表者は、支援を受けた訓

練等が完了したときは、速やかに自主防災活動報告書(様式第3号)に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

(支援物品の返還等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により物品の支援を受けたときは、支援の決定を取り消し、又は既に交付した物品の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、訓練等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第15号)

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

様式 (略)

1-9 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱

平成24年さぬき市告示第143号
改正 平成28年さぬき市告示第113号

さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱(平成24年さぬき市告示第143号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における防災力を強化し、災害による被害を予防し、軽減するため、実践的な防災訓練を実施する自主防災組織等に対し、さぬき市自主防災力強化事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、さぬき市補助金等交付規則(平成25年さぬき市規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の自主防災組織等(自主防災組織、さぬき市連合自治会支会(以下「支会」という。)、学校その他災害による被害を防止し、軽減するための活動を行う組織として市長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)が1支会の区域(1つの支会を構成する自治会の区域を併せた区域をいう。)を単位として地域の子どもや保護者等と一体となつて行う防災訓練(複数の支会の区域を単位として自主防災組織等が合同で行うものも含む。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の防災訓練の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- (1) 初期消火用・情報連絡用・救出救護用・水防用・避難用・訓練、給食給水用等資機材又はこれらの資機材を保管するための備蓄倉庫の整備費
- (2) 炊き出し用食材等の購入費
- (3) 専門家又は先進自主防災組織からのインストラクター(原則として、県内で活動する者に限る。)の派遣に要する報償費及び旅費
- (4) 自主防災活動に必要な学習資料の購入費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該事業費に充当される他の補助金、寄附金その他の収入を控除して得た額(1,000円未満の額があるときは、これを切り捨てた額)の10分の10とし、予算の範囲内において一の自主防災組織等につき、1会計年度において1回に限り交付する。

2 補助金の限度額は、前項の規定により得た額以内の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。

- (1) 初めて補助金の交付を受けた年度(以下「基準年度」という。)の場合 20万円
- (2) 基準年度から連続して補助金の交付を受けている年度において、補助金の交付を受けようとする年度が基準年度に奇数を加えた年度の場合 5万円
- (3) 基準年度から連続して補助金の交付を受けている年度において、補助金の交付を受けようとする年度が基準年度に偶数を加えた年度の場合 20万円

3 補助金の交付を受けていない年度の翌年度に補助金の交付を受けた場合の当該年度は、基準年度とみなす。

(補助金の額等の特例)

第4条の2 前条第2項第1号の規定にかかわらず、基準年度における補助金の限度額は、同号に規定する額に30万円を加えた額を補助金の限度額とする。ただし、前条第3項の場合において、本条の規定は適用しない。

(交付申請手続等)

第5条 補助金の交付申請から補助金の交付までの手続は、規則第4条から第12条までの規定による。

(交付の申請に必要な書類)

第6条 規則第4条第1項第1号の事業計画書は、自主防災力強化事業実施計画書(様式第1号)とする。

2 規則第4条第3項の規定により、同条第2項に掲げる書類は、その提出を省略することができる。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第3項に規定する補助金の交付決定通知は、第5条の規定にかかわらず、自主防災力強化事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第5条第4項の規定により補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金は、申請のあった目的以外に使用しないこと。
- (2) 事業に着手した場合において、市長の指示があったときは、その旨を届け出ること。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けること。
 - ア 補助金の交付決定額に対し、増額又は30パーセントを超える減額を行うとき。
 - イ 事業の内容(軽微な変更を除く。)を変更しようとするとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき又はその遂行が困難となったとき。
- (4) 補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書、収支決算書等を提出すること。
- (5) 補助対象事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 市長が必要があると認めるときは、関係職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査を行うことがあること。
- (7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けること。
- (8) 規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めること。
- (9) その他市長が必要と認める条件

(補助対象事業の変更)

第8条 規則第9条第1項第1号の市長が認める軽微な変更の場合は、補助金の交付決定額に対し30パーセント以下の減額を行う場合又は額の変更を伴わない事業の内容の変更のうち事業計画の細部及び補助対象経費の内訳の変更である場合とする。

2 規則第9条第2項において準用する規則第5条第3項の規定による変更の決定の通知は、自主防災力強化事業費補助金変更承認通知書(様式第3号)によるものとする。

(実績報告に必要な書類)

第9条 規則第10条第1号の事業報告書は、自主防災力強化事業実施報告書(様式第4号)とする。

2 規則第10条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業を実施したことが分かる写真
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(取得財産の処分の制限)

第10条 規則第15条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める財産の耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第15条第2号に規定する市長が定める財産は、1件あたりの取得価格が10万円以上のものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱の規定による改正前のさぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のさぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年告示第51号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後のさぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度までの補助金に係る交付手続については、なお従前の例による。 様式(略)

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災士を育成することにより市の地域防災力の向上を図るため、防災士資格の取得に当たり、必要な研修に要した経費の一部を補助する防災士育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）から防災士として認証されている者をいう。

(交付の対象及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、自主防災組織、自治会等の地域団体又は市の防災力向上に資する活動を行う意思のある者で、かつ、市税を滞納していないものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 機構が認証した研修機関による研修講座の受講料
- (2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費

3 補助金の額は、前項に規定する経費の総額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、補助金の限度額は、13,000円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、防災士育成支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定し、防災士育成支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

(事業の取消し)

第6条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の全部又は一部を継続することができなくなったときは、防災士育成支援事業費補助金交付取消申請書（様式第4号）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 交付決定者は、事業を完了したときは、速やかに防災士育成支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 機構が認証した研修機関による研修講座の修了証の写し
- (2) 前号の講座に係る受講料及び受講に必要な教本の購入費の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、防災士育成支援事業費補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定

者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金額の確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、防災士育成支援事業費補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

附 則（平成25年告示第79号）

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

様式（略）

1-1-1 香川県自主防災組織広域化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 香川県自主防災組織広域化促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、県内の自主防災組織や自治体などが、その活動を充実させるため、自らの創意・工夫を活かし、「組織の広域化への取組み」や「広域化している自主防災組織（以下「広域組織」という。）がさらにステップアップするための取組み」に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付し、もって自主防災組織の広域化や活動活性化を促進するとともに、地域防災力を高めることを目的とする。

なお、補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

2 前項の広域組織は、学校区やコミュニティ規模で結成されている自主防災組織若しくは3団体以上の単位自主防災組織（自治会規模で結成されている自主防災組織をいう。以下同じ。）又は自治会で構成する自主防災組織とする。

(補助事業者)

第2条 補助金交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内で活動を行っている代表団体（自主防災組織又は自治会などの市民活動団体で「組織の広域化への取組み」を代表して実施する団体をいう。以下同じ。）又は広域組織とする。

2 前項の補助事業者は、地域の防災活動を行う、県内に在住する者（高校生以上）5人以上で組織された団体とし、規約等により、その名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理及び会計処理の方法等について定められた団体でなければならない。

3 過去に当補助金の交付を受けたことがある広域組織は、補助金交付の対象としない。

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う「組織の広域化」や「広域組織のさらなるステップアップ」に資する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業から除外するものとする。

(1) 特定の法人又は個人の利益を追求するための事業（法人又は個人に金銭給付を行うなど、直接的に経済的負担を軽減する事業や法人又は個人の資産を形成する事業を含む。）

(2) 宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業

(3) 公序良俗に反する事業

(4) 施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接的に要する経費を対象とし、別表1に掲げるものとする。

(補助事業区分、補助率及び補助基準額)

第5条 補助事業区分、補助率及び補助限度額は、別表2に掲げるとおりとし、補助事業区分毎の対象団体及び対象事業は、別表3のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、事業箇所の所在地の属する市町の市町長（以下「

市町長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 申請者から交付申請書を受理した市町長は、知事に進達(第2号様式)するものとする。
- 3 補助事業者1団体あたり、申請は1件に限るものとする。また、同一の事業について、複数の団体から申請を行うことはできない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行い、補助事業者及び市町長に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、補助事業者及び市町長に意見を聞くことができる。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容等の変更等)

第8条 補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(第3号様式)を市町長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の主たる事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助事業に要する経費の合計額の20%を超えて変更する場合

- 2 知事は、前項の申請に係る承認にあたっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をすることができる。
- 3 第1項の申請に係る承認にあたっては、補助対象経費が増加した場合であっても第7条に定める交付決定の額を上限とする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市町長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条の規定による承認を受けたときは、その日から起算して10日を経過した日又は交付決定をした当該年度の3月10日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(様式第5号)を市町長を経由して知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者及び市町長に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、補助金の額の確定後において補助事業者に補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が第2条の要件を満たさなくなったとき
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき

(3) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき

(4) 補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき

(5) 補助金を補助の目的外に使用したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、規則第19条の規定により加算金を納付しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかった場合は、規則第20条の規定により延滞金を納付しなければならない。

4 前3項の規定は、第12条ただし書きの規定により補助金の概算払をした場合において、概算払いによる交付額が第11条の規定による確定額を上回る場合について準用する。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について台帳を整備するとともに、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者は、前項の財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を県に納付した場合又は当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

様式（略）

1-12 香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県自主防災活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、県、市町、アドバイザー等が連携して、香川県における活動が活発でない自主防災組織や、自主防災組織未結成地域等に対して広域化や組織結成・運営の助言や指導等を行うことで、香川県の地域防災力を高めることを目的とする。

(アドバイザーの委嘱)

第2条 県は、自主防災組織の組織・運営に関する知識と活動支援の能力を有する者をアドバイザーに委嘱する。

(アドバイザーの活動内容)

第3条 アドバイザーの活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自主防災組織等からの相談に対する指導や助言
- (2) 自主防災組織未結成地区に対する組織化支援
- (3) 自主防災組織等が開催する防災講演会や研修会等での講師
- (4) 市町が開催する自主防災組織活性化や広域化のための研修会等での講師

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

(委嘱の取消し)

第5条 アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 本人が死亡し、又は本人から辞退する旨の申出があった場合
- (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(アドバイザーの派遣対象)

第6条 アドバイザーの派遣を申請することができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防災活動に取り組み、又は取り組もうとする団体（市町、自主防災組織、自治会、学校等）
- (2) 地域と連携して防災活動に取り組み、又は取り組もうとする事業者

2 アドバイザーの派遣を行う講演等は、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 県民を対象とするものであって、次のいずれかに該当すること
 - ア 第3条のアドバイザーの活動内容に合致するもの
 - イ その他地域防災力向上のため県が適当と認めたもの
- (2) 営利目的又は政治思想、宗教の教義等を広める目的で開催されるものではないこと
- (3) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること
- (4) 事業者等が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること

(アドバイザーの派遣申請)

第7条 アドバイザーの派遣を希望する団体等は、派遣希望日のおおむね2週間前までに、「香川県自主防災活動アドバイザー派遣申請書」（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を、居住市町の防災担当部局に提出するものとする。

2 申請を受理した市町は、速やかにこれを県に送付するものとする。

(派遣の決定)

第8条 県は前条の規定による派遣申し込みを受理した場合は、これをアドバイザーと調整したうえ

で、派遣の採否を決定し、その結果を申請者、市町及びアドバイザーへ通知する。

(アドバイザーの遵守事項)

第9条 アドバイザーは、活動するに当たり、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 一切の商行為を行わないこと
- (2) 自主防災組織等に対して活動等を強制しないこと
- (3) 知り得た個人情報を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと
- (4) 自主防災組織等の支援要望をできるだけ尊重すること

(活動の報告)

第10条 申請者は、アドバイザーの派遣を受けた後2週間以内に、県に対し「アドバイザー活動実績報告書」(様式第2号)を提出するものとする。

(報酬等)

第11条 県は、前条の規定による報告を確認後、速やかにアドバイザーに対し、謝金及び旅費を支給する。

2 前項の謝金については、1回の派遣当たり5千円とする。

3 第1項の旅費については、「職員等の旅費に関する条例」(昭和27年香川県条例第32号)の例により支払う。

(その他)

第12条 この要綱に記載のない事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月18日から施行する。

様式(略)

1-13 香川県防災対策基本条例

平成18年7月15日香川県条例第57号

平成十六年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況にかんがみ、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。

(基本理念)

第三条 防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。

2 市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めるものとする。

2 県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

第二章 災害予防対策

第一節 県民等

第一款 県民

(防災知識の習得等)

第七条 県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（以下「地形等災害情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

(災害情報の提供)

第八条 不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。

(建築物の所有者等の防災対策)

第九条 建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(用具の備え)

第十条 県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

(県民による備蓄等)

第十一条 県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

(要援護者による情報の提供)

第十二条 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるもの（以下「要援護者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第十三条 県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

第二款 自主防災組織

(災害危険場所の確認等)

第十四条 自主防災組織は、第二十五条第一項、第二項又は第四項の規定により市町又は県が提供する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、前二項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(要援護者への支援体制の整備)

第十五条 自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の要援護者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

(地域住民の行動基準の作成等)

第十六条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

(防災意識の啓発等)

第十七条 自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織による備蓄)

第十八条 自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。

(市町等との連携)

第十九条 自主防災組織は、市町が行う避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難準備情報等」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

第三款 事業者

(事業者の災害予防対策)

第二十条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を

行うよう努めるものとする。

(地域への協力)

第二十一条 事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市町及び県への協力)

第二十二条 事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第四款 学校等

第二十三条 小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

第二節 市町及び県

(防災意識の啓発等)

第二十四条 市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(災害情報の提供等)

第二十五条 市町は、地形等災害情報を住民に提供するものとする。

2 市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

3 県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

4 市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。

(自主防災組織への支援)

第二十六条 市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報伝達体制の整備)

第二十七条 市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。

2 市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。

4 県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。

5 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あ

あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

(避難計画の作成等)

第二十八条 市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

- 2 前項に規定する避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。
- 3 市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。
- 4 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第一項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。
- 5 市町は、あらかじめ、要援護者の把握に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、要援護者の支援を行うための体制を整備するものとする。
- 6 市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

(市町及び県による備蓄)

第二十九条 市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。

(地域防災力の強化)

第三十条 市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。

(医療救護体制の整備)

第三十一条 市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等（以下「救護病院等」という。）を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。

- 2 県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広域医療救護体制を整備するものとする。

(公衆衛生の確保)

第三十二条 県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。

(輸送体制の整備)

第三十三条 県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。

(他の地方公共団体等との連携体制の整備)

第三十四条 市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

- 2 県は、あらかじめ、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

(ボランティア活動への支援等)

第三十五条 市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

2 市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。

3 市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

(公共施設の整備)

第三十六条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。

2 市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。

(職員への研修等)

第三十七条 市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。

第三章 災害応急対策

第一節 県民等

(避難及び避難場所)

第三十八条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

2 避難場所に滞在する者は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従うものとする。

3 避難場所の管理者等は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して避難場所を運営するものとする。

(車両使用の自粛等)

第三十九条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

(危険建築物等の取扱い)

第四十条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

2 前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織の災害応急対策)

第四十一条 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の災害応急対策)

第四十二条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

第二節 市町及び県

(応急体制の確立)

第四十三条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

(災害発生情報の収集、提供等)

第四十四条 市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。

2 市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。

3 市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第二十七条第一項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。

4 市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。

5 県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

(県から市町への応援)

第四十五条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第三十四条第二項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。

第四章 防災対策の計画的な推進等

(目標の設定及び実施状況の点検)

第四十六条 県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。

2 県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。

3 県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

(防災対策の点検)

第四十七条 県民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「県民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第四十八条 県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(県民防災週間)

第四十九条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

- 2 県民防災週間は、この条例の施行の日（同日の属する年の翌年以後の年にあつては、同日に相当する日）を初日とする一週間とする。
- 3 県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実を努めるものとする。
- 4 県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。